

(別 紙)

北見市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第2条第3項に定める 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

1. 地区計画の区域内における取扱い

次の地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項に適合しない場合は、認定を行わない。

- ・大正西9号地区

2. 景観計画の区域内における取扱い

次の景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する届出事項について適合しない場合は、認定を行わない。

- ・北海道景観計画（一般区域）

3. 都市計画施設等の区域内における取扱い

次の土地の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、市長が長期にわたって存続できると認めた場合はこの限りでない。

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業区域